

一般社団法人えにし  
次世代法に関する一般事業主行動計画

すべての職員が健康で、仕事と家庭を両立しながら長く働き続けることができるよう、行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年12月1日から令和6年3月31日まで

2. 内容

目標：職員全員が、当年度付与の有給休暇を6割以上取得する。

<対策>

- 令和2年12月～ 職員の個人面談を行い、有給休暇の取得について課題を抽出する
- 令和3年 4月～ 有給休暇の取得状況を通知する。 (年2回)
- 令和3年 8月～ 抽出した課題について、業務改善の方法を話し合う。(随時)
- 令和3年10月～ 業務改善についての研修を受ける。(随時)
- 令和3年12月 個人面談をして、意見交換を行う。(年1回以上)